

# 第 1 章 計画の基本的考え方

---

# 第 1 章 計画の基本的考え方

## 1 計画の趣旨

台東区では、すべての区民が、性別にかかわらず個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる活動に参画し、喜びと責任を分かち合う男女平等参画社会の実現を目指すことを目的として「台東区男女平等推進行動計画 はばたきプラン 21」を策定し、区の施策を総合的・計画的に進めてきました。

平成 13 年 9 月には、男女平等参画の拠点施設である「男女平等推進プラザ はばたき 21」がオープンし、男女平等参画に関する情報の収集と提供、講座・講演会の実施、区民活動の支援など、区民の意見や発想を生かしながら、区民との協働による運営に取り組んできました。

平成 27 年 1 月には、区における男女平等の推進について基本となる事項を定めた「東京都台東区男女平等推進基本条例」を施行し、同年 3 月には、条例に基づく計画として、第 4 次行動計画を策定しました。

長年の様々な取組により、男女平等参画は前進してきましたが、今もなお残されている、性別による固定的な役割分担の意識や、それに基づく社会的慣行等を解消し、区の基本構想に掲げる将来像である「世界に輝く ひと まち たいとう」を実現するためには、男女平等参画の取組をより一層推進していく必要があります。

このような状況から、現行計画を踏まえ、引き続き積極的に取り組むべき課題や社会情勢の変化などにより生じた課題に対応するために、新たな行動計画を策定します。

新たな行動計画は、区の長期総合計画の計画期間や社会情勢の変化などを勘案し、5 年間の計画期間とします。

そして、今後 5 年間に取り組むべき課題について、基本目標と施策を明らかにするとともに、評価指標を設定し、全庁的に取組を推進していきます。

## 2 計画策定の背景

### (1) 国際的な動き

国際連合（以下「国連」という。）は、昭和20（1945）年の創設以来、女性の地位向上に取り組んできました。

昭和23（1948）年には「世界人権宣言」が、昭和41（1966）年には「国際人権規約」が、昭和42（1967）年には「女性差別撤廃宣言」が採択されました。

さらに、国連は、昭和50（1975）年を「国際婦人年」とし、同年に国際婦人年世界会議（メキシコ会議）を開催、「世界行動計画」や「メキシコ宣言」を採択し、その翌年の昭和51（1976）年からの10年間を「国連婦人の10年」と定め、「平等・開発・平和」を目標に女性の地位向上に向けた取組を進めてきました。

昭和54（1979）年には、女子差別撤廃条約が国連総会で採択され（日本は昭和60（1985）年に批准）、昭和57（1982）年には、女子差別撤廃委員会が設置され、各国の条約の履行状況について、定期的に審査が行われています。

平成7（1995）年には、北京会議（第4回世界女性会議）において、「北京宣言」と「北京行動綱領」が採択されました。「北京行動綱領」は、貧困、教育、健康など、12の重大問題領域に沿って「女性のエンパワーメント」を実現するための課題と、取組の方向性を示したものであり、ジェンダー平等を達成するため「あらゆる法律、公共政策、計画及びプロジェクトにジェンダーの視点を組み込むこと（ジェンダー主流化）」を掲げて各国政府に取組の促進を求めています。

平成22（2010）年には「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関」の設立が国連総会決議で採択され、翌年1月から「国連女性機関」（UN Women）が活動を開始しました。

平成27（2015）年には、「北京宣言」及び「北京行動綱領」が採択されて20年に当たることを記念して、第59回婦人の地位委員会（北京+20）を開催し、「第4回世界女性会議20周年における政治宣言」と2つの決議が採択されました。

また、同年に開催された「国連持続可能な開発サミット」において、今後15年間の繁栄と福祉の共有を促進するための出発点として、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。このアジェンダのいう「持続可能な開発目標」（SDGs）において、目標5として「ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図ること」を掲げ、「ジェンダー平等の実現と女性・女児のエンパワーメントは、すべての目標とターゲットの進捗において決定的に重要な貢献をなす」とし、その実施には「ジェンダー主流化」が不可欠であるとされました。

令和元（2019）年6月には、国際労働機関（ILO）において、職場での暴力やハラステメントを全面的に禁止する初の条約が採択されました。

## (2) 国の動き

第二次世界大戦後の日本では、女性の参政権が実現し、日本国憲法に基本的人権の尊重、男女の本質的平等の理念がうたわれるなど、女性の地位は大きく向上しました。

また、昭和31年に日本が国連に加盟したことにより、国内における男女平等に関する取組は、国際社会の動きと連動しながら進められてきました。

昭和50年に開催された国際婦人年世界会議を機に、国は、婦人問題企画推進本部を設置し、「世界行動計画」を受けて、昭和52年に「国内行動計画」を策定しました。

昭和55年には、女子差別撤廃条約に署名し、国籍法の改正、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）の制定等を経て、同条約に批准しました。

昭和62年には、「男女共同参加型社会の形成を目指すこと」を総合目標とする「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定し、平成3年に第1次改定を行いました。その際、「参加」を「参画」に改め、「男女共同参画型社会の形成を目指す」としました。

平成6年には、総理府に男女共同参画室と男女共同参画審議会が設置され、婦人問題企画推進本部は、内閣官房に移されて男女共同参画推進本部となりました。平成8年には、この審議会が答申した「男女共同参画ビジョンー21世紀の新たな価値の創造ー」を踏まえ、「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

また、国は、「北京行動綱領」におけるコミットメント（誓約）を受けて、平成11年に「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会の実現に向けて、総合的・計画的に施策を進めています。平成12年には、同法に基づき、男女共同参画基本計画を策定し、平成13年には、行政改革により行われた省庁再編にともなって設置された内閣府に男女共同参画局が設けられ、重要政策会議の一つとして男女共同参画会議も設置されて、男女共同参画推進本部とともに、「北京行動綱領」のいう「ナショナル・マシーナリー」（国内本部機構）が整備されました。

平成27年12月には、「第4次男女共同参画基本計画」を策定し、「Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍」、「Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現」、「Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」、「Ⅳ 推進体制の整備・強化」の4つの政策領域を定め、政策領域ⅠからⅢの下に「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」をはじめ、重点的に取り組む12の個別分野を設けています。

また、法制面では、男女雇用機会均等法、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（パートタイム労働法）、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）の数次にわたる改正に加え、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」（児童買春禁止法）、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（配偶者暴力防止法）、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（リベンジポルノ規制法）など、

男女共同参画に関連する法制度の整備も進められました。

平成27年8月には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が成立しました。

平成29年6月には、強姦罪の構成要件及び法定刑を改めて強制性交等罪とすることや、監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪の新設、非親告罪化など、性犯罪に関する規定を強化する刑法の抜本改正が行われ、平成30年5月には、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指した「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が成立、同年6月には、婚姻適齢を男女ともに一律18歳とする民法の改正が行われました。

令和元年6月には、女性活躍推進法が改正され、事業主行動計画の策定義務の範囲が拡大されました。また、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（労働施策総合推進法）が改正され、パワー・ハラスメントの防止対策が法制化されるとともに、男女雇用機会均等法と育児・介護休業法が改正され、セクシュアル・ハラスメント及びマタニティ・ハラスメントの防止対策が強化されました。さらには、児童虐待の防止と早期発見を目的として、児童福祉法、配偶者暴力防止法等の一部が改正され、児童相談所の体制を強化するとともに、DV対策との連携が強化されました。

MEMO

グローバル・ジェンダー・ギャップ指数 (Global Gender Gap Index : GGGI)

グローバル・ジェンダー・ギャップ指数とは、世界経済フォーラムが2006年以降、毎年公表している「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書」の中で発表されている、各国の社会進出における男女の格差を表す指数です。

この指数は、経済・教育・健康・政治の4つの分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しています。

2019年12月に発表された日本の総合スコアは、0.652で、順位は153か国中121位（前年は、149か国中110位）となっています。これは、政治分野において閣僚の女性比率が低下したことや、経済分野において、管理職の女性比率が低いことなどが要因となっています。

### (3) 東京都の動き

東京都は、昭和 51 年に都民生活局婦人計画課を設置して以降、国際的な動き、国の動きに対応して男女平等に関する計画を策定してきました。

平成 12 年に「東京都男女平等参画基本条例」を制定し、平成 14 年に「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポート東京プラン 2002」を策定しました。その後、平成 19 年 3 月の改定を経て、平成 24 年に「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポート東京プラン 2012」を策定しました。

また、配偶者暴力対策の分野では、平成 21 年 3 月に「東京都配偶者暴力対策基本計画」が策定され、さらに平成 24 年 3 月に改定を行いました。

その後、平成 29 年 3 月に「東京都女性活躍推進計画」と「東京都配偶者暴力対策基本計画」を合わせて男女共同参画基本法に基づく都道府県男女共同参画計画及び都条例に基づく行動計画とする「東京都男女平等参画推進総合計画」を策定しました。

平成 30 年 9 月には、いかなる種類の差別も許されないという、オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現に向けて、本邦外出身者に対する不当な差別的言動や性自認及び性的指向を理由とする不当な差別的取扱いを解消するため、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を制定しました。

令和元年 12 月には、条例に基づく計画として、「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」を策定しました。

なお、都内では、平成 27 年以降、複数の区において同性パートナーシップに関する制度が創設されており、全国的にも広がりを見せています。



### 3 計画の性格

台東区男女平等推進行動計画（はばたきプラン 21）は、東京都台東区男女平等推進基本条例第 8 条第 1 項に規定する推進計画であり、男女共同参画社会基本法第 9 条及び第 14 条第 3 項に規定する区市町村における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画に相当するものです。

台東区女性活躍推進計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 6 条第 2 項に規定する「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」に相当するもので、この計画の「基本目標 2 職業生活における女性の活躍推進」を台東区女性活躍推進計画として位置づけます。

台東区配偶者暴力防止基本計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 2 条の 3 第 3 項に規定する「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」に相当するもので、この計画の「施策(7) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者保護」を台東区配偶者暴力防止基本計画として位置づけます。

本計画は、「台東区基本構想」の趣旨や「台東区長期総合計画」を踏まえ、「台東区行政計画」、「台東区次世代育成支援計画」等の諸計画と調和・連携する計画であり、「『はばたきプラン 21』推進会議」の答申を尊重し、策定するものです。

### 4 計画の期間

計画期間は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間です。

年 度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
男女平等推進行動計画					

## 5 SDGs との関係について

SDGs では、持続可能な世界を実現するために、「ジェンダー平等を実現しよう」や「平和と公正をすべての人に」など 17 の目標と、具体的に達成すべき 169 のターゲットを設定し、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

国は、2030 年までに日本の国内外において SDGs を達成するための中長期的な国家戦略である「SDGs 実施指針」において、「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」や「平和と安全・安心社会の実現」等、特に注力すべき 8 つの優先課題を掲げています。また、「ジェンダー平等は、すべての課題への取組において主流化する必要のある分野横断的な課題として推進していく」としています。

本区においても、本計画にこれらに関連する取組を定め、計画の着実な推進を図ることで、SDGs の達成につなげていきます。

### MEMO

#### 男女共同参画シンボルマーク



男女共同参画

内閣府男女共同参画局では、平成 21 年に男女共同参画社会基本法制定 10 周年を迎えるにあたり、男女共同参画のシンボルマークを作成しました。

このシンボルマークは、男女が手を取り合っている様子をモチーフにし、互いに尊重しあい、共に歩んでいけたらという願いをこめています。



## 6 計画の基本理念と基本目標

« 台東区基本構想に掲げる将来像 »

### 世界に輝くひと まち たいとう

住む人、働く人、訪れる人、すべての人々は、安全安心で多様性が尊重された社会の中で、希望と活力にあふれ、いきいきと活躍しています。

長い間、積み重ねられてきた歴史や、まちに息づく多彩で粋な文化は、台東区を輝かせる光として、人々の誇りや憧れであり続けています。

台東区は、「ひと」も「まち」も輝くことで、世界中の人々を惹きつけ、ともに更なる活力と魅力を生み出す「世界に輝くひと まち たいとう」の実現を目指します。

すべての人々が、性別にかかわらず、個人として尊重され、喜びと責任を分かち合い、多様な生き方が選択できる男女平等社会を実現するため、本計画の基本理念を次のように定めます。

#### 台東区男女平等推進行動計画の基本理念

多様性を認め合い、誰もが自分らしく生きるための男女平等社会の実現

基本理念のもと、「性別による固定的役割分担、偏見等が社会的に作られたものであることを意識しようという視点」（ジェンダーの視点）を区政運営の横断的な視点として、3つの基本目標を設定し、施策を推進します。

【基本目標1】  
あらゆる分野への  
男女平等参画の  
推進

【基本目標2】  
職業生活に  
おける女性の  
活躍推進

【基本目標3】  
誰もが安心して  
暮らせる  
環境の整備

【計画推進の基盤】ジェンダーの視点による区政運営の推進

## 7 計画の評価指標

本計画に基づく施策を推進するために、基本目標ごとに評価指標を設定し、進捗状況を管理します。

### 基本目標 1 あらゆる分野への男女平等参画の推進

#### ● 評価指標

評価指標名	根拠となるデータ	現状 (平成30年度)	計画目標 (令和6年度)
「男性は仕事、女性は家庭」という考え方を否定する人の割合	男女平等に関する台東区民意識調査	【全体】 72.8%	80%
		【男性】 67.8%	75%
審議会等における女性委員の割合	審議会等への女性の参画状況調査	28.1% (平成31年 4月1日現在)	35%
女性の視点を取り入れた防災対策が行われていると感じる人の割合	男女平等に関する台東区民意識調査	16.3%	30%

### 基本目標 2 職業生活における女性の活躍推進

#### ● 評価指標

評価指標名	根拠となるデータ	現状 (平成30年度)	計画目標 (令和6年度)
職場での男女差別が「特にはない」と思う人の割合	男女平等に関する台東区民意識調査	42.2%	50%
仕事、家庭生活、個人の生活の調和がとれていると考える人の割合	男女平等に関する台東区民意識調査	8.0%	30%
台東区が子育てしやすいと感じる割合	次世代育成支援に関するニーズ調査	52.0%	増加

**基本目標 3 誰もが安心して暮らせる環境の整備**

## ● 評価指標

評価指標名	根拠となるデータ	現状 (平成30年度)	計画目標 (令和6年度)
DV(ドメスティック・バイオレンス)の被害経験がある人の割合	男女平等に関する 台東区民意識調査	27.5%	減少
セクシュアル・ハラスメントの被害経験がある人の割合	男女平等に関する 台東区民意識調査	11.1%	減少
乳がん検診受診率	健康づくりと医療に関する区民意識調査	42.2% (平成29年度)	50%
子宮頸がん検診受診率	健康づくりと医療に関する区民意識調査	49.0% (平成29年度)	
人権が守られていないと考える区民の割合	台東区民の意識調査	29.3% (平成29年度)	減少

**【計画推進の基盤】 ジェンダーの視点による区政運営の推進**

## ● 評価指標

評価指標名	根拠となるデータ	現状 (平成30年度)	計画目標 (令和6年度)
台東区男女平等推進基本条例の認知度	男女平等に関する 台東区民意識調査	26.7%	30%
台東区男女平等推進行動計画 はばたきプラン21の認知度	男女平等に関する 台東区民意識調査	25.5%	30%
男女平等推進プラザの認知度	男女平等に関する 台東区民意識調査	13.0%	30%



## 8 計画の施策体系図

＜台東区基本構想に掲げる将来像＞ 世界に輝くひとまちたいとう

【計画の基本理念】 多様性を認め合い、誰もが自分らしく生きるための男女平等社会の実現

### 台東区女性活躍推進計画

#### 基本目標1 あらゆる分野への男女平等参画の推進

##### 施策（1）男女平等意識の形成

取組の方向性

- ① 男女平等参画を推進する広報・啓発活動の充実
- ② 男性への男女平等参画の取組
- ③ 教育における男女平等意識の形成に向けた取組

##### 施策（2）意思決定過程への男女平等参画の推進

取組の方向性

- ① 審議会等への男女平等参画の推進
- ② 区民が立案・参画する機会の増加
- ③ 区民の社会・地域活動への参加の促進

##### 施策（3）男女平等参画の視点に立った防災・復興体制の確立

取組の方向性

- ① 男女平等参画の視点に立った防災・復興対策の推進

#### 基本目標2 職業生活における女性の活躍推進

##### 施策（4）女性の就業・登用・起業の機会拡大

取組の方向性

- ① 働き方の変革と女性の活躍推進に向けた事業者等への取組の支援
- ② 女性への就職・再就職支援、起業支援、キャリア形成支援
- ③ 区における働き方の変革と女性の活躍推進

##### 施策（5）ワーク・ライフ・バランスの実現

取組の方向性

- ① ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発
- ② ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業等への支援
- ③ 出産・育児・介護に対する職場の理解の促進

##### 施策（6）子育て世代・介護者への支援

取組の方向性

- ① 多様な子育て支援サービス・保育サービスの充実
- ② 子育てに関する支援者の育成
- ③ 子育て世代の居場所づくり、ネットワークづくりの支援
- ④ ひとり親家庭等への支援
- ⑤ 介護者への支援

#### 基本目標3 誰もが安心して暮らせる環境の整備

### 台東区配偶者暴力防止基本計画

##### 施策（7）配偶者等からの暴力の防止及び被害者保護

取組の方向性

- ① DV相談業務の充実と関係機関との連携
- ② DV被害者の安全の確保と自立支援
- ③ 配偶者等からの暴力を防止するための取組

##### 施策（8）あらゆる暴力の防止への取組

取組の方向性

- ① ハラスメント防止のための取組
- ② ストーカー行為・性暴力等の防止に関する意識啓発と相談業務の充実
- ③ 若年層の性的搾取の防止に関する啓発

##### 施策（9）生涯を通じた男女の健康支援

取組の方向性

- ① 女性の人生の各ステージに対応した健康支援の充実
- ② 生涯を通じた健康づくりの推進

##### 施策（10）困難を抱える方への支援の充実

取組の方向性

- ① 高齢者への支援
- ② 障害者への支援
- ③ 外国人への支援
- ④ 性の多様性に関する理解の促進と相談体制の整備

### 【計画推進の基盤】ジェンダーの視点による区政運営の推進

#### （1）男女平等参画の総合的推進

取組の方向性

- ① 全庁的な推進体制
- ② 職員に対する教育・研修体制の充実
- ③ 施策・事業を推進するための評価体制づくり

#### （2）男女平等推進プラザの充実

取組の方向性

- ① 区民との協働による活力ある運営
- ② 相談事業の充実
- ③ 男女平等に関する取組の充実と認知度の向上

#### （3）国・東京都・NPO等との連携

取組の方向性

- ① 国・東京都・NPO等との連携





## 9 計画事業一覧

### 基本目標1 あらゆる分野への男女平等参画の推進

事業番号	計画事業	ページ
施策（1）男女平等意識の形成		
取組の方向性① 男女平等参画を推進する広報・啓発活動の充実		
1	男女平等参画に関する情報提供	27
100	男女平等参画推進講座<再掲>	27
2	男女平等推進フォーラム	27
3	メディア・リテラシーの普及	27
94	男女平等に関する台東区民意識調査<再掲>	27
取組の方向性② 男性への男女平等参画の取組		
4	男性の育児への参画に向けた取組	28
5	男性の介護への参画に向けた取組	28
16	シニア世代の地域活動支援<再掲>	28
17	市民活動参加への支援と意識啓発<再掲>	28
100	男女平等参画推進講座<再掲>	28
取組の方向性③ 教育における男女平等意識の形成に向けた取組		
6	男女平等を進める幼児教育の推進	29
7	男女平等を進める人権教育の推進	29
8	男女平等に関する教職員の研修	29
9	性別にとらわれない進路指導	29
10	男女平等を進める啓発の推進	29
11	男女平等を進める家庭教育の推進	29
施策（2）意思決定過程への男女平等参画の推進		
取組の方向性① 審議会等への男女平等参画の推進		
12	審議会等への女性の積極的登用	32
13	【新規】女性の参画を推進するための新ガイドラインの策定	32
14	女性委員の参画状況調査	32
取組の方向性② 区民が立案・参画する機会の増加		
12	審議会等への女性の積極的登用<再掲>	32
95	男女平等推進プラザの各種委員会への参画<再掲>	32
取組の方向性③ 区民の社会・地域活動への参加の促進		
15	地域活動における男女平等参画の推進	33
16	シニア世代の地域活動支援	33

事業番号	計画事業	ページ
17	市民活動参加への支援と意識啓発	33
18	いきがづくりと社会参加への支援	33
施策（3）男女平等参画の視点に立った防災・復興体制の確立		
取組の方向性① 男女平等参画の視点に立った防災・復興対策の推進		
19	男女平等参画の視点による防災対策の推進	36
20	防災・災害復興分野への女性の参画推進	36
21	防災に関する知識の普及、啓発	36
22	災害発生後における相談・支援体制の整備	36

## 基本目標 2 職業生活における女性の活躍推進

事業番号	計画事業	ページ
施策（4）女性の就業・登用・起業の機会拡大		
取組の方向性① 働き方の変革と女性の活躍推進に向けた事業者等への取組の支援		
23	法律や制度の理解の促進	40
24	職場環境等の向上支援	40
34	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定<再掲>	40
35	企業における両立支援事業の紹介<再掲>	40
25	【新規】女性活躍推進法に基づく協議会の設置	40
61	ハラスメントに関する研修・講座<再掲>	41
取組の方向性② 女性への就職・再就職支援、起業支援、キャリア形成支援		
26	女性のための就労支援	41
27	女性創業者・メンター交流会	41
28	起業家・若手経営者支援	41
29	雇用・就業相談	41
30	障害者の就労支援	42
取組の方向性③ 区における働き方の変革と女性の活躍推進		
31	【新規】区におけるワーク・ライフ・バランス及び女性職員の活躍の推進	42
90	管理職選考の受験の奨励<再掲>	42
89	採用及び職域の拡大にあたっての男女平等の推進<再掲>	42
61	ハラスメントに関する研修・講座<再掲>	42

事業番号	計画事業	ページ
施策（5）ワーク・ライフ・バランスの実現		
取組の方向性① ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発		
32	ワーク・ライフ・バランスに関する理解の促進	46
33	ワーク・ライフ・バランス推進のための講座	46
4	男性の育児への参画に向けた取組<再掲>	46
5	男性の介護への参画に向けた取組<再掲>	46
取組の方向性② ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業等への支援		
34	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定	46
35	企業における両立支援事業の紹介	47
36	企業への育児・介護休業制度の普及促進	47
取組の方向性③ 出産・育児・介護に対する職場の理解の促進		
36	企業への育児・介護休業制度の普及促進<再掲>	47
98	はばたき21 相談室<再掲>	47
施策（6）子育て世代・介護者への支援		
取組の方向性① 多様な子育て支援サービス・保育サービスの充実		
37	保育・子育て支援サービス	50
4	男性の育児への参画に向けた取組<再掲>	50
38	認可保育所等の整備	50
39	障害児の保育・通学支援	50
40	子育て支援に関する情報提供	50
41	子育て相談	51
59	児童虐待防止に関する取組<再掲>	51
取組の方向性② 子育てに関する支援者の育成		
42	家庭教育支援者養成	51
取組の方向性③ 子育て世代の居場所づくり、ネットワークづくりの支援		
40	子育て支援に関する情報提供<再掲>	51
37	保育・子育て支援サービス<再掲>	52
4	男性の育児への参画に向けた取組<再掲>	52
100	男女平等参画推進講座<再掲>	52
11	男女平等を進める家庭教育の推進<再掲>	52
43	【新規】おやこサポート・ネットワーク	53
取組の方向性④ ひとり親家庭等への支援		
44	ひとり親家庭の経済的負担の軽減	53
45	高等学校進学等支援	53
46	ひとり親家庭ホームヘルプサービス	53

事業番号	計画事業	ページ
43	おやこサポート・ネットワーク<再掲>	53
47	母子生活支援施設の運営	54
取組の方向性⑤ 介護者への支援		
48	介護サービスの充実と質の向上	54

### 基本目標 3 誰もが安心して暮らせる環境の整備

事業番号	計画事業	ページ
施策（7）配偶者等からの暴力の防止及び被害者保護		
取組の方向性① DV 相談業務の充実と関係機関との連携		
49	配偶者暴力相談支援センターの運営	58
50	DV 相談における庁内連携	58
51	【新規】相談員の能力向上	58
取組の方向性② DV 被害者の安全の確保と自立支援		
52	被害者に対する安全の確保	58
53	被害者の自立のための支援	59
54	被害者支援に関するマニュアルの活用	59
55	被害者支援のための庁内連携及び関係機関との連携の強化	59
56	職員に対する DV 被害者の支援に関する研修	59
取組の方向性③ 配偶者等からの暴力を防止するための取組		
57	配偶者等からの暴力（デート DV を含む）に関する情報の収集と提供	59
58	配偶者等からの暴力（デート DV を含む）に関する講座の実施	60
59	児童虐待防止に関する取組	60
施策（8）あらゆる暴力の防止への取組		
取組の方向性① ハラスメント防止のための取組		
60	ハラスメント防止のための意識啓発と情報提供	63
61	ハラスメントに関する研修・講座	63
98	はばたき 21 相談室<再掲>	63
取組の方向性② ストーカー行為・性暴力等の防止に関する意識啓発と相談業務の充実		
62	ストーカー行為や性暴力等を防止するための意識啓発と情報提供	63
63	ストーカー行為や性暴力等の防止に関する研修・講座	63
98	はばたき 21 相談室<再掲>	64

事業番号	計画事業	ページ
<b>取組の方向性③ 若年層の性的搾取の防止に関する啓発</b>		
64	【新規】若年層に向けた性的搾取の防止に関する啓発	64
65	スマートフォンルールの周知及び犯罪被害等の防止に向けた取組	64
3	メディア・リテラシーの普及<再掲>	64
98	はばたき21 相談室<再掲>	64
<b>施策（9）生涯を通じた男女の健康支援</b>		
<b>取組の方向性① 女性の人生の各ステージに対応した健康支援の充実</b>		
66	女性のトータルヘルスサポート	67
72	健康相談の実施<再掲>	67
67	出産・育児準備期の健康支援	67
68	エイズ等感染症予防の正しい知識の普及啓発	67
<b>取組の方向性② 生涯を通じた健康づくりの推進</b>		
69	各種健診及び指導	67
70	高齢者の健康づくりへの支援	68
66	女性のトータルヘルスサポート<再掲>	68
71	こころとからだの健康学習の推進	68
72	健康相談の実施	68
73	精神保健福祉相談	68
98	はばたき21 相談室<再掲>	69
80	障害者相談支援<再掲>	69
74	性及び自己の尊重のための教育	69
<b>施策（10）困難を抱える方への支援の充実</b>		
<b>取組の方向性① 高齢者への支援</b>		
70	高齢者の健康づくりへの支援<再掲>	72
75	ひとり暮らし高齢者と高齢者のみの世帯への支援	72
16	シニア世代の地域活動支援<再掲>	72
5	男性の介護への参画に向けた取組<再掲>	72
18	いきがづくりと社会参加への支援<再掲>	72
76	高齢者の生活支援体制整備	73
77	高齢者の総合的相談	73
78	ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	73
79	高齢者虐待防止に関する取組	73
<b>取組の方向性② 障害者への支援</b>		
18	いきがづくりと社会参加への支援<再掲>	73
30	障害者の就労支援<再掲>	74

事業番号	計画事業	ページ
39	障害児の保育・通学支援<再掲>	74
41	子育て相談<再掲>	74
48	介護サービスの充実と質の向上<再掲>	74
80	障害者相談支援	74
78	ユニバーサルデザインのまちづくりの推進<再掲>	75
81	障害者虐待防止に関する取組	75
取組の方向性③ 外国人への支援		
82	在住外国人支援	75
83	学校園における外国人への支援	75
取組の方向性④ 性の多様性に関する理解の促進と相談体制の整備		
84	【新規】性の多様性に関する理解の促進	76
85	【新規】性的指向・性自認に関する相談事業の実施	76
86	【新規】性的指向・性自認を理由とする社会的な困難の解消に向けた取組	76

## 【計画推進の基盤】ジェンダーの視点による区政運営の推進

事業番号	計画事業	ページ
(1) 男女平等参画の総合的推進		
取組の方向性① 全庁的な推進体制		
87	全庁的な推進体制の充実	78
88	【新規】女性の人権に配慮した表現ガイドラインの策定	78
89	採用及び職域の拡大にあたっての男女平等の推進	78
90	管理職選考の受験の奨励	79
31	区におけるワーク・ライフ・バランス及び女性職員の活躍の推進<再掲>	79
取組の方向性② 職員に対する教育・研修体制の充実		
91	職員に対する男女平等に関する研修	79
61	ハラスメントに関する研修・講座<再掲>	79
取組の方向性③ 施策・事業を推進するための評価体制づくり		
92	「はばたきプラン21」推進会議の運営	80
93	行動計画事業の推進	80
94	男女平等に関する台東区民意識調査	80



事業番号	計画事業	ページ
(2) 男女平等推進プラザの充実		
取組の方向性① 区民との協働による活力ある運営		
95	男女平等推進プラザの各種委員会への参画	82
96	男女平等推進プラザ登録団体との連携	82
97	男女平等を推進する人材の育成	82
2	男女平等推進フォーラム<再掲>	83
取組の方向性② 相談事業の充実		
98	はばたき21 相談室	83
取組の方向性③ 男女平等に関する取組の充実と認知度の向上		
1	男女平等参画に関する情報提供<再掲>	83
99	男女平等推進プラザ情報コーナー	83
100	男女平等参画推進講座	84
(3) 国・東京都・NPO 等との連携		
取組の方向性① 国・東京都・NPO 等との連携		
101	国・東京都等への要望と連携	85
96	男女平等推進プラザ登録団体との連携<再掲>	85
102	NPO 等市民活動団体との連携	86

## 10 計画内容の見方

### 施策（2）意思決定過程への男女平等参画の推進

#### ●現状と課題

現状と課題について記載しています。

男女平等参画社会を実現するためには、意思決定過程に男女が共に参画することが重要です。そのため、国は、「社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標」を掲げ、男女の意思が公正に反映できる社会の実現を目指して取り組んできました。

区では、令和元年度末までに審議会や委員会における女性委員の割合を30%以上にすることを目標として、女性の参画に努めてきました。その結果、女性委員の比率は、平成26年4月現在の24.8%から平成31年4月には28.1%と増加してきましたが、未だ目標には達していません。

ジェンダーの視点を施策に反映させるためには、女性委員の積極的登用に努め、男女が共に政策・方針決定過程に参画することが重要です。

また、社会・地域活動の場においても、地域における課題を解決していくために男女が共に取り組んでいく必要があります。社会・地域活動への積極的な参画を促進するとともに、ジェンダーの視点を積極的に取り入れることが不可欠です。そのためには、固定的な性別役割分担を基盤とした活動の在り方を見直すとともに、女性が活動に参加するだけでなく、活動団体の意思決定過程にも参画し、活動の企画立案に女性の意見を反映できるようにする必要があります。

#### ●取組の方向性

取組の方向性について記載しています。

##### ① 審議会等への男女平等参画の推進

審議会等における女性の積極的登用を促進するため、ガイドラインを活用し、職務指定の要件緩和を進めるとともに、女性委員の推薦を積極的に働きかけます。また、女性の積極的登用を着実に進めるため、毎年、状況調査を実施します。

##### ② 区民が立案・参画する機会の増加

審議会等に区民が参加することより、区民の視点による区政運営を促進するため、ガイドラインを活用し、公募委員枠の拡大などの取組を進めます。

また、男女平等推進プラザの各委員会に区民が主体的に参加することにより、区民の視点による運営を促進します。

事業番号	13
計画事業	【新規】女性の参画を推進するための新ガイドラインの策定
事業内容	審議会等における女性委員の参画を推進するため、職務指定の見直しや公募委員 す。

計画事業名を記載しています。  
新規事業については、事業名の前に【新規】と記載しています。

事業番号	14
計画事業	女性委員
事業内容	女性委員

事業番号を記載しています。  
再掲事業については、事業番号の後に（再掲）と記載しています。

#### 取組の方向性② 区民が立案・参画する機会の増加

事業番号	12（再掲）
計画事業	審議会等への女性の積極的登用
事業内容	区の政策や方針に男女の意見が反映されるよう、審議会における女性委員の割合を35%以上にすることを目標とし、積極的な働きかけを行っていきます。

【人権・男女共同参画課】

事業の内容を記載しています。

計画事業の所管課を記載しています。

